日行連発第１４７３号
平成２２年３月８日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会　長　北山　孝次
第一業務部
部　長　野崎　清好

税制改正による自動車重量税の一部変更について

通常国会において、自動車重量税の税額を一部変更する平成２２年度税制改正法案の国会審議が行われております。

当該法案が成立した場合における税率の引き下げ等について、国土交通省自動車交通局自動車情報課より資料提供がありましたので、ご案内いたします。

（※現時点では、重量税関連法案の年度内可決が確定したものではありません。）

各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

記

○添付資料

・「自動車重量税に関するお知らせ」（国土交通省自動車交通局自動車情報課）

以上

参考

自動車重量税に関するお知らせ

現在、自動車重量税の税額を一部変更するための税制改正法案が国会で審議されています。

現在、国会において審議中の平成２２年度の税制改正法案が成立した場合には、自動車重量税について、平成 22 年４月１日より、当分の間の措置として、下記のとおり、税率の引下げが行われる予定です（一部については現行の税率が維持されます。）。また、昨年４月から施行されているエコカー減免制度（環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の免税又は減税）については、継続される予定です。（改正時期及び内容については、国会において決定されます。）

新車新規登録の例（乗用車・自家用・３年）

（単位：円）

区分 / 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免制度適用なし
	免税	７５%減	５０%減	
０．５トン超～１トン以下	免税	7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)
１トン超～１．５トン以下	免税	11,200 (14,100)	22,500 (28,300)	45,000 (56,700)
１．５トン超～２トン以下	免税	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)	60,000 (75,600)

※上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

中古新規登録・継続検査の例（乗用車・自家用・２年）

（単位：円）

区分 / 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免制度適用なし		
	免税	７５%減	５０%減	次世代	減免なし	１８年経過
０．５トン超～１トン以下	免税	5,000 (6,300)	10,000 (12,600)	10,000	20,000 (25,200)	25,200
１トン超～１．５トン以下	免税	7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	15,000	30,000 (37,800)	37,800
１．５トン超～２トン以下	免税	10,000 (12,600)	20,000 (25,200)	20,000	40,000 (50,400)	50,400

※１．上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

２．「次世代」は、電気自動車、ハイブリッド自動車（一定の性能要件を満たすもの）等の次世代自動車を言います。

３．「１８年経過」は、原則として初度登録年月から１７年１１箇月以後に自動車検査証の交付・返付を受ける自動車が対象となります（ただし、「次世代」自動車は除外されます）。